

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

- 令和4年改正電気通信事業法(以下「改正法」という。)の施行に向け、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度において、負担事業者の範囲を定める基準及び負担事業者の負担金額の上限額を定める基準を規定するため、電気通信事業法施行令(以下「施行令」という。)の一部を改正する。

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

- 改正法では負担事業者の範囲を定める基準及び負担事業者の負担金額の上限額を定める基準について、それぞれ政令で規定することとされている。
- 本政令は、施行令第5条の2を追加し、
 - ・ 負担事業者の範囲を定める基準を「前年度の電気通信事業により生じた収益額が10億円を超える」こと、
 - ・ 負担事業者の負担金額の上限額を定める基準を「前年度の電気通信事業により生じた収益額に占める負担金額の割合が3%」であることとするものである。